

## 農業土木協会賞 表彰事業規程

### (趣 旨)

第1条 本道の農業農村の整備を進めるにあたり、一般社団法人北海道農業土木協会(以下この規程及び細則において「協会」という。)が、定款第3条で定める目的の趣旨に沿って、調査・研究・計画・実施及び制度改善等に大きな功績があり、農業農村整備事業の推進と農業土木技術及び事務の向上に寄与した者、又は寄与すると認められた者を表彰する。

### (表彰)

第2条 第1条の趣旨により表彰される対象者は(以下この規程及び細則においては「受賞者」という。)協会が主催する農業土木新技術検討報告会及び農業農村工学会等で発表された事案のほか、関係団体等の推薦を受けた者の中から、細則第1の推薦基準等(以下この規程においては「細則第1」という)の(1)から(3)の優秀賞、奨励賞は表彰委員会で審査決定する。

また、細則第1の(4)及び(5)の功労賞は協会の理事会で決定する。

(2) 細則第1の(1)から(3)の表彰は優秀賞1点とし、奨励賞数点とする。

また、細則第1の(4)及び(5)の功労賞は数点とする。

(3) 授与式は原則として協会の総会時に行なう。なお、細則第1の(1)から(3)に該当者なしの場合にあっても、その旨を委員長は総会において報告を行なうものとする。

また細則第1の(4)及び(5)に該当者なしの場合にあっても、その旨を会長は総会において報告を行なうものとする。

(4) 表彰は、賞状及び副賞を授与する。

### (表彰委員会)

第3条 細則第1の(1)から(3)に関する表彰は表彰委員会及び専門委員会を設ける。

(2) 表彰委員の数は10名程度とし、その構成は細則による。また委員は会長が委嘱する。

(3) 表彰委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、その選出は表彰委員の互選による。

(4) 表彰委員会の開催は年一回を原則とし会長が召集する。

(5) 表彰事案候補を整理するために専門委員会を置くこととし、その委員の構成は細則による。

(6) 専門委員会の開催は規程細則による。

(資 金)

第4条 表彰事業の実施にあたり必要な資金は、会員及び関係団体等の寄附金並びに協会の事業収入により調達する。

(2) 表彰に要する資金の経理は、協会の一般会計として処理する。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項で、他の法令等に定めのある場合には、それに従うものとする。

(附 則)

1.この規程は平成3年8月28日より施行する。

一部改正 平成11年5月24日(第3条 委員の構成)

一部改正 平成12年6月21日(第3条(2) 専門委員の表現)

一部改正 平成14年5月30日(学術表彰の名称を改称、第1条 趣旨の表現を追加、第2条 功労賞の新設、第3条 委員の構成は細則によるとした。第4条 基金についての表現)

一部改正 平成15年6月3日(第2条表彰、第3条表彰委員会を明確にした)

一部改正 平成19年1月15日(第4条特別会計(基金)から一般会計(資金)への編入)

一部改正 平成19年6月29日(第2条表彰、6月29日に農業土木学会は農村工学会に名称変更したことにより)

2.この規程は平成25年1月1日より施行する。



- 一部改正 平成 11 年 5 月 24 日 (第 3 委員の構成)
- 一部改正 平成 12 年 6 月 21 日 (第 3 (2)専門委員の表現)
- 一部改正 平成 14 年 5 月 13 日(名称の改定。功労賞の新設。表彰委員は内規に移  
行。専門委員の数)
- 一部改正 平成 18 年 5 月 22 日 (表彰委員の数のうち道農政部 2名→3名)

## 内規第1号 平成24年6月1日

### 1. 細則第1（4）（推薦基準等）の運用

ア 道営及び団体営で造成した施設を活用し、地域住民、生徒らの教育実践の場としたもの。

### 2. 細則第3（表彰委員会及び専門委員会）の委嘱者名

#### ア 表彰委員

学識経験者 長澤北海道大学名誉教授教授（留任）

武市北海学園大学工学部教授（留任）

道農政部 山田農村設計課長（留任）

森農村計画課長（留任）

新堂技術管理担当課長（留任）

協会推薦者 松本技術士（留任）

伊藤技術士（新任）

長橋技術士（新任）

鳥海常務理事（留任）

梅田理事（留任）

#### イ 専門委員

必要の都度委嘱する。